

## 国家公務員法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 人事管理の厳格化

職員の人事管理は、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならないこと。

(第二十七条の二関係)

### 第二 給与における国の財政状況の考慮

職員の給与は、その官職の職務と責任に応ずるものであり、かつ、国の財政状況が考慮されるものでなければならないこと。

(第六十二条関係)

### 第三 人事評価における相対評価の導入

人事評価は、相対評価により行われなければならないこと。

(第七十条の三関係)

### 第四 管理職職員等の独立行政法人等への再就職の規制

一 管理職職員（退職手当通算予定職員を除く。）及び管理職職員であった者（退職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者を除く。）（以下「管理職職員等」という。）は、離職後二年間は、次に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員その他の地位であつて政令で定めるもの（以下「役員

等の地位」という。)に就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。

① 行政執行法人以外の独立行政法人

② 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。)

③ 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)

④ 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。)

二 一は、政令で定める手続により、内閣総理大臣の承認を得た場合には、これを適用しないこと。

三 二の内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任すること。

四 三により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができること。

五 一に違反して独立行政法人等の役員等の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

(第百六条の四の二及び第百九条関係)

## 第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、第七は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

## 第六 経過措置

一 第三は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する評価期間（定期的に行われる人事評価に係る一年の期間をいう。）において行われる人事評価について適用すること。

(附則第二条関係)

二 第四の一から四までは、第四の一の管理職職員等で施行日前に国家公務員法第百六条の二十三第一項の届出をした者（当該届出に係る第四の一の独立行政法人等の役員等の地位に就く場合に限る。）及び施行日前に離職した第四の一の管理職職員であった者で施行日においてその離職後二年を経過していないものについては、適用せず、これらの者が当該役員等の地位に就く場合については、なお従前の例によること。

(附則第三条関係)

第七 関係法律の整備

自衛隊法の改正その他関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。

(附則第六条関係)

第八 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。

◎ 国家公務員法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節～第七節〔略〕</p> <p>第八節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制（<u>第百六条の二</u>―<u>第百六条の四の二</u>）</p> <p>第二款・第三款〔略〕</p> <p>第九節・第十節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（内閣総理大臣の調査）</p> <p>第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（<u>第百六条の二</u>から<u>第百六条の四の二</u>までに規定するものに限る。）に關し調査することができる。</p> <p>②〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節～第七節〔略〕</p> <p>第八節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制（<u>第百六条の二</u>―<u>第百六条の四</u>）</p> <p>第二款・第三款〔略〕</p> <p>第九節・第十節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（内閣総理大臣の調査）</p> <p>第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（<u>第百六条の二</u>から<u>第百六条の四</u>までに規定するものに限る。）に關し調査することができる。</p> <p>②〔略〕</p>

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならない。

(給与の根本基準)

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応ずるものであり、かつ、国の財政状況が考慮されるものでなければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 [略]

② 人事評価は、相対評価(複数の段階に区分した上で評価の分布の割合を定めるとともに、対象者がどの段階に属するかを相対的に評価する方法をいう。)により、行われなければならない。

③ 前項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(管理職職員等の独立行政法人等への再就職の規制)

第百六条の四の二 管理又は監督の地位にある職員の官職として政

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(給与の根本基準)

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

(人事評価の実施)

第七十条の三 [略]

[新設]

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

[新設]

- 令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）  
（退職手当通算予定職員を除く。）及び管理職職員であつた者（退職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者を除く。）（以下「管理職職員等」という。）は、離職後二年間は、次に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員その他の地位であつて政令で定めるもの（以下「役員等の地位」という。）に就くことを承諾し、又は就いてはならない。
- 一 行政執行法人以外の独立行政法人
  - 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
  - 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
  - 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）
- ② 前項の規定は、政令で定める手続により、内閣総理大臣の承認を得た場合には、これを適用しない。
  - ③ 前項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
  - ④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
  - ⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行ふ承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職

職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等  
監視委員会に対して行うことができる。

(設置)

第百六条の五 [略]

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 第百六条の三第三項、第百六条の四第六項及び前条第三項の規  
定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 [略]

(再就職等監察官)

第百六条の十四 [略]

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項、第百六条の四第七項及び第百六条の四の  
二第四項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこ  
と。

二 四 [略]

③ ⑤ [略]

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規  
制違反行為(第百六条の二から第百六条の四の二までの規定に違反

(設置)

第百六条の五 [略]

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受け  
た権限に基づき承認を行うこと。

三 [略]

(再就職等監察官)

第百六条の十四 [略]

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委  
任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 四 [略]

③ ⑤ [略]

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規  
制違反行為(第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する



する行為をいう。以下同じ。)を行つた疑いがあると思料するとき  
は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職  
後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合(管理職職員等が  
第百六条の四の二第二項の承認を得て独立行政法人等の役員等の  
地位に就くことを承諾した場合を除く。)には、速やかに、政令で  
定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なけれ  
ばならない。

② [略]

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理  
職職員等である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総  
理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四

行為をいう。以下同じ。)を行つた疑いがあると思料するとき  
は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職  
後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、  
政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出  
なければならない。

② [略]

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理  
又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就い  
ている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速や  
かに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除  
く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役  
員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前  
条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)  
には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政  
令で定める事項を届け出なければならない。

管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（第百六条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、同条第二項の承認を得て独立行政法人等の役員等の地位に就いた場合、前条第一項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合又は第百六条の四の二第二項の承認を得た管理職職員等が

- 一 行政執行法人以外の独立行政法人
- 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の

当該承認に係る独立行政法人等の役員等の地位に就いた場合には、当該管理職職員又は当該管理職職員等が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位又は当該独立行政法人等の役員等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〔略〕

二 在職機関が当該営利企業等又は当該独立行政法人等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等又は当該独立行政法人等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 〔略〕

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十八 〔略〕

十九 第百六条の四の二第一項の規定に違反して独立行政法人等の役員等の地位に就いた者

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料

政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〔略〕

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 〔略〕

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十八 〔略〕

〔新設〕

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料

に処する。

一 〔略〕

二 第百六条の二十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に処する。

一 〔略〕

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者